

## 支給額決定方法の変更

# 傷病手当金・出産手当金の 支給額決定方法の変更について

広報誌かがやき春号(2016年No.540)において、傷病手当金・出産手当金支給額の算出方法改正の予定に関するお知らせをしました。夏号では、平成28年4月1日以降の支給額の算出方法の詳細についてお知らせします。

## 平成28年4月1日以降 傷病手当金・出産手当金支給額決定方法

平成28年4月1日以降、傷病手当金・出産手当金の算定方法は、各手当金の支給開始日が属する月(支給開始月)以前の継続した12か月分の標準報酬月額から給付日額を算定します。

「標準報酬月額が定められている月」が12月に満たない場合、次のア・イのいずれか低い額が算定の基礎となります。

(ア) 支給開始日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額の平均額 ÷ 22

(イ) 前年度(※)における全国の公立学校共済組合員の標準報酬月額を平均した額 ÷ 22

※ 平成28年度の場合、平成27年10月1日の全国の公立学校共済組合員の標準報酬月額を平均した額は440,000円です。一度決定した給付日額は、傷病手当金・出産手当金支給中に標準報酬月額が改定されても再算定はされません。また復職後、同一傷病により傷病手当金を受給することになった場合も給付日額は改定されません。

## 標準報酬月額が12月に満たない場合の経過措置について

公立学校共済組合では、平成27年10月から標準報酬制度が導入されたため、組合員期間が1年以上あっても、平成28年8月までは、平均標準報酬月額が12月に満たないこととなります。

そのため、上記(ア)・(イ)のいずれか低い額の適用となると、算定の基礎額が低くなり、不利益を被る場合があります。そこで、以下のような経過措置が設けられています。(出産手当金の算定方法は、傷病手当金の算定方法に準じます。ただし、支給要件は異なります。)

## ● 現職者の方

傷病手当金等の支給開始日	支給開始前の組合員期間	給付日額算定方法
平成27年9月30日まで	12月以上	平成27年10月時点の標準報酬月額 ÷ 22 × 2/3
	12月未満	①②を比較していずれか低い額 ① 平成27年10月時点の標準報酬月額 ÷ 22 × 2/3 ② 平成27年度の組合平均標準報酬月額 ÷ 22 × 2/3
平成27年10月1日から平成28年8月31日まで	12月以上 ※1	平成27年10月～支給開始月の標準報酬月額合計 ÷ 月数 ÷ 22 × 2/3
	12月未満かつ資格取得日が平成27年9月30日以前	①②を比較していずれか低い額 ① 平成27年10月～支給開始月の標準報酬月額合計 ÷ 月数 ÷ 22 × 2/3 ② 平成27年度の組合平均標準報酬月額 ÷ 22 × 2/3
	12月未満かつ資格取得日が平成27年10月1日以降	①②を比較していずれか低い額 ① 支給開始月以前の標準報酬月額合計 ÷ 月数 ÷ 22 × 2/3 ② 平成27年度の組合平均標準報酬月額 ÷ 22 × 2/3

※1 計算事例 平成27年10月1日に傷病手当金の支給が開始された組合員の場合  
(平成27年10月1日に標準報酬月額500,000円適用、以後改定なし)

平成28年3月31日までの支給額は、標準報酬月額500,000円 ÷ 22 × 2/3 = 15,153円の日額で算定をしていました。平成28年4月1日以降は、標準報酬月額500,000円 × 7か月 ÷ 7か月 = 500,000円となることから、500,000円 ÷ 22 × 2/3 = 15,153円となるため、日額は平成28年3月31日までと変更はありません。

## ● 退職されている方

傷病手当金等の支給開始日	資格喪失日	給付日額算定方法
平成27年9月30日まで	資格喪失日が平成27年10月1日以前	退職時の給料月額 ÷ 22 × 2/3 × 1.25
	資格喪失日が平成27年10月2日以降	平成27年10月時点の標準報酬月額 ÷ 22 × 2/3
平成27年10月1日から平成28年8月31日まで	資格喪失日が平成27年10月1日以前	退職時の給料月額 ÷ 22 × 2/3 × 1.25
	資格喪失日が平成27年10月2日以降	平成27年10月～支給開始月※2 ÷ 22 × 2/3 までの標準報酬月額平均額

※2 傷病手当金の支給開始日が資格喪失日の場合、資格喪失日前日の属する月を支給開始月とします。

問合せ先 給付貸付課短期給付担当 ☎ 03-5320-6827